

# 子ども・子育て支援新制度施行後の動き と見直しの検討について

(参考資料)

平成30年5月28日

# 目次

子ども・子育て支援新制度の概要	・・・ P 2
1 新制度施行後の主な動き	
(1) 子ども・子育て支援法、基本指針	・・・ P 13
(2) 量の拡充・質の向上	・・・ P 24
(3) 利用者負担の軽減	・・・ P 34
(4) 公定価格	・・・ P 37
(5) 認定こども園	・・・ P 49
(6) 地域子ども・子育て支援事業等	・・・ P 57
(7) その他	・・・ P 66
(8) 関連閣議決定	・・・ P 72
2 5年後見直しに係る検討について	
(1) ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目	・・・ P 86
イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目	・・・ P 99

# 子ども・子育て支援新制度の概要

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

## 国主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援 〕

〔 地域の実情に応じた  
子育て支援 〕

〔 仕事と子育ての  
両立支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを  
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が  
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

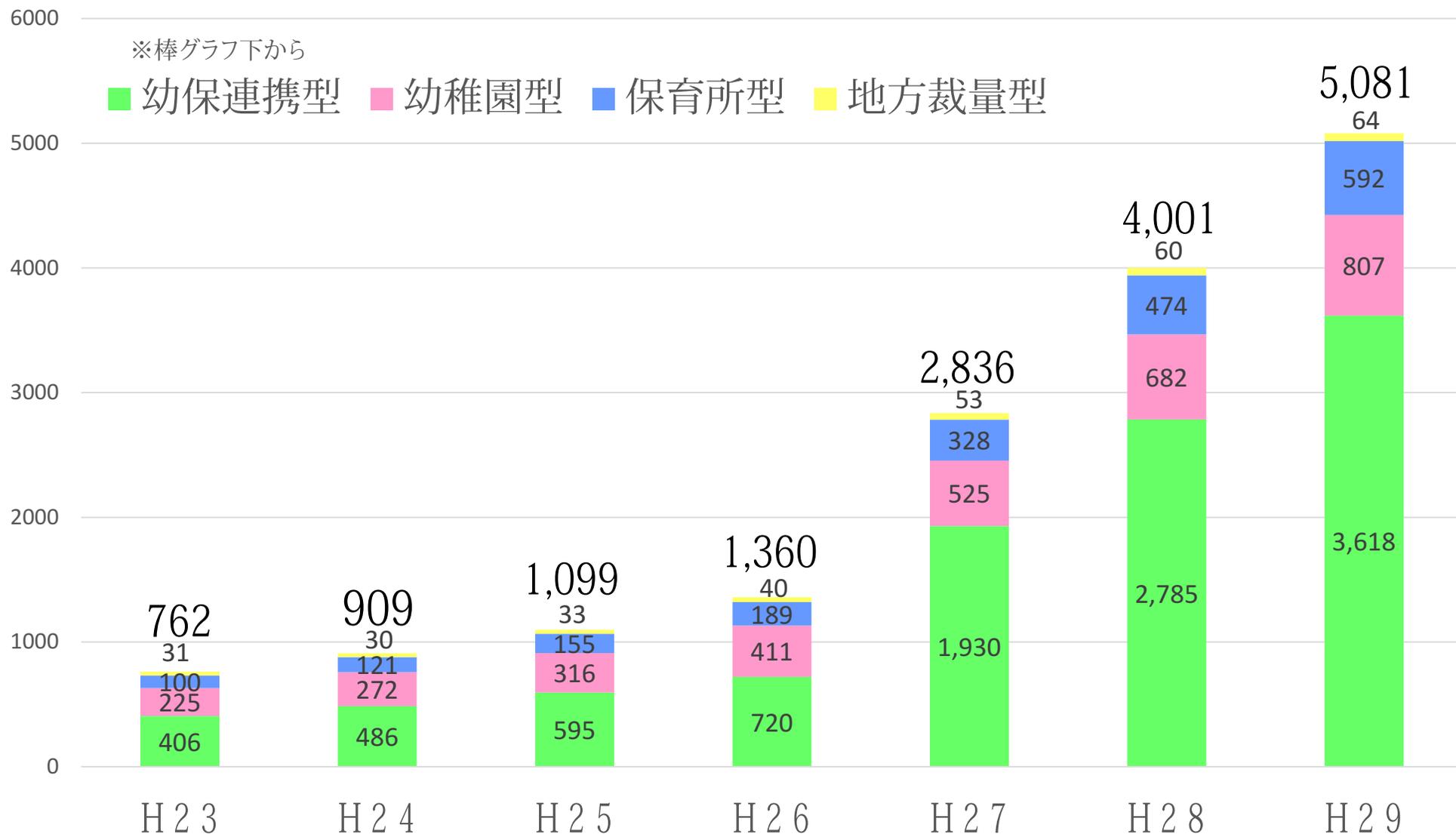
地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付  
を行う事業
- ・多様な事業者の参入促  
進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企  
業主導型の多様な就労形態に  
対応した保育サービスの拡大を  
支援(整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター  
利用者支援事業  
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多  
様な働き方をしている労働者が、  
低廉な価格でベビーシッター派  
遣サービスを利用できるよう支  
援

# 認定こども園数の推移

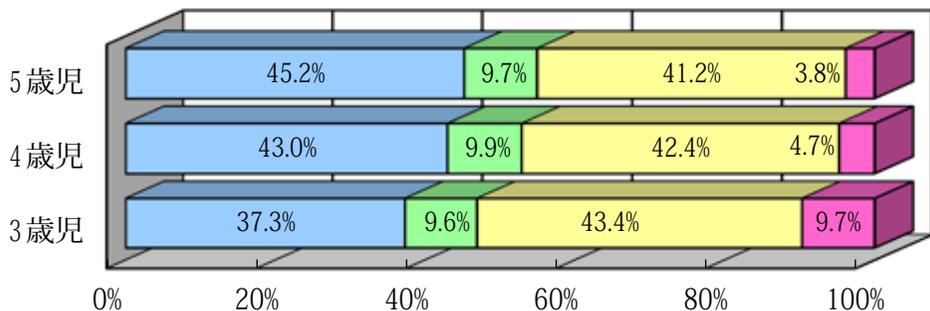


(平成29年4月1日現在)

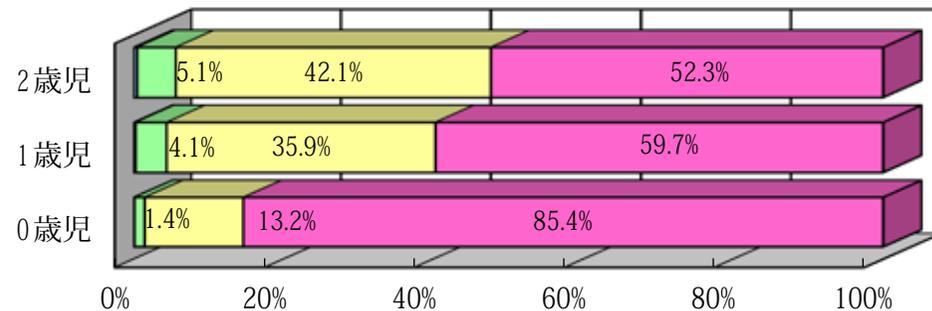
# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の在園者数（平成29年度）

□幼稚園 □幼保連携型認定こども園等 □保育所等 □その他

【3～5歳児】



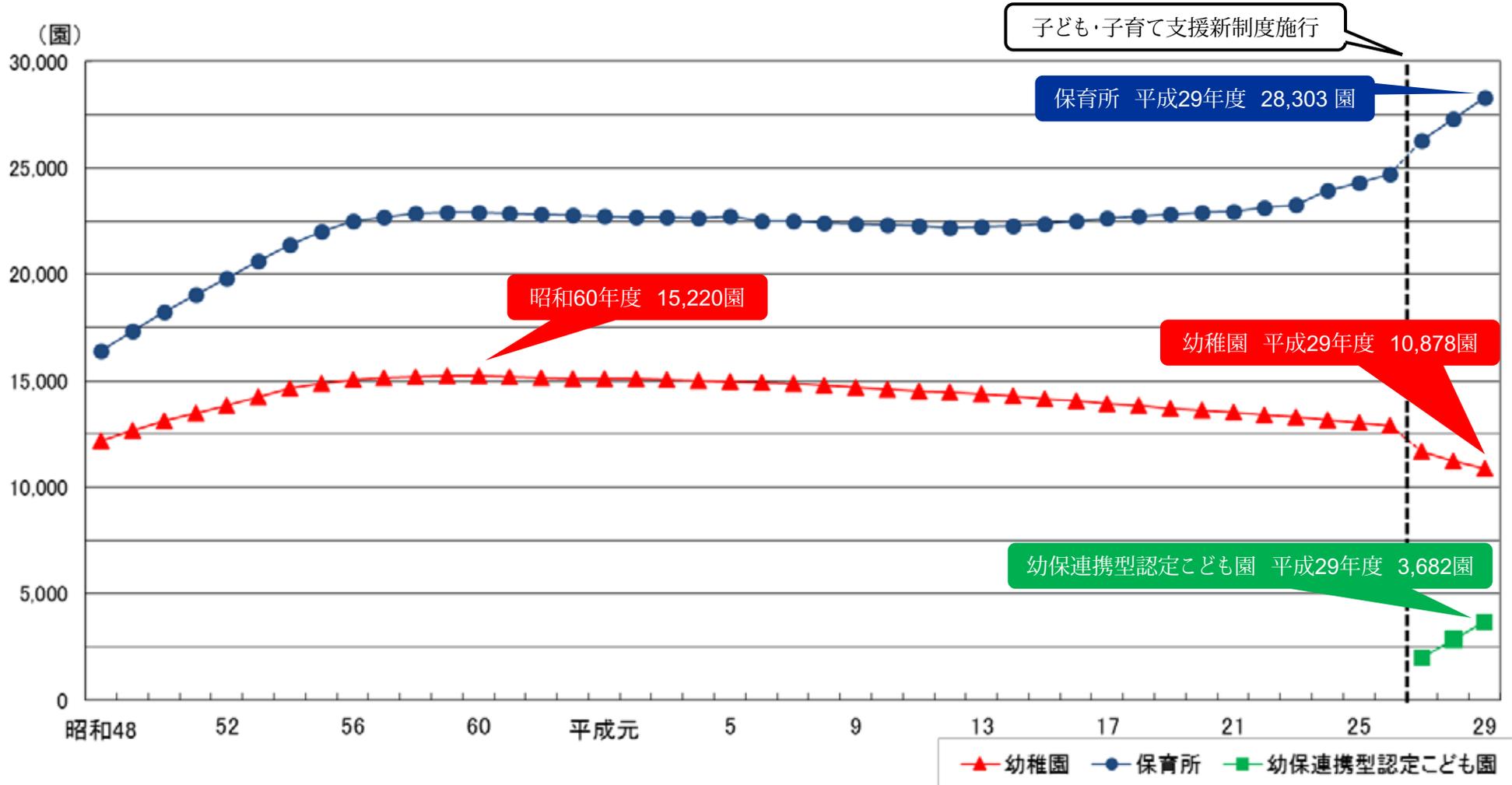
【0～2歳児】



	幼稚園		幼保連携型認定こども園等		保育所等		その他	学齢人口
	在園者数	在園率	在園者数	在園率	在所者数	在所率		
5歳児	466千人	45.2%	100千人	9.7%	425千人	41.2%	3.8%	1,031千人
4歳児	436千人	43.0%	100千人	9.9%	430千人	42.4%	4.7%	1,014千人
3歳児	371千人	37.3%	96千人	9.6%	431千人	43.4%	9.7%	993千人
3～5歳児合計	1,273千人	41.9%	296千人	9.7%	1,285千人	42.3%	6.0%	3,038千人
2歳児	4千人	0.5%	50千人	5.1%	407千人	42.1%	52.3%	968千人
1歳児	3千人	0.3%	41千人	4.1%	351千人	35.9%	59.7%	980千人
0歳児	1千人	0.1%	13千人	1.4%	129千人	13.2%	85.4%	982千人
0～2歳児合計	8千人	0.3%	104千人	3.5%	888千人	30.3%	65.9%	2,929千人
合計	1,281千人	21.5%	400千人	6.7%	2,173千人	36.4%	35.4%	5,967千人

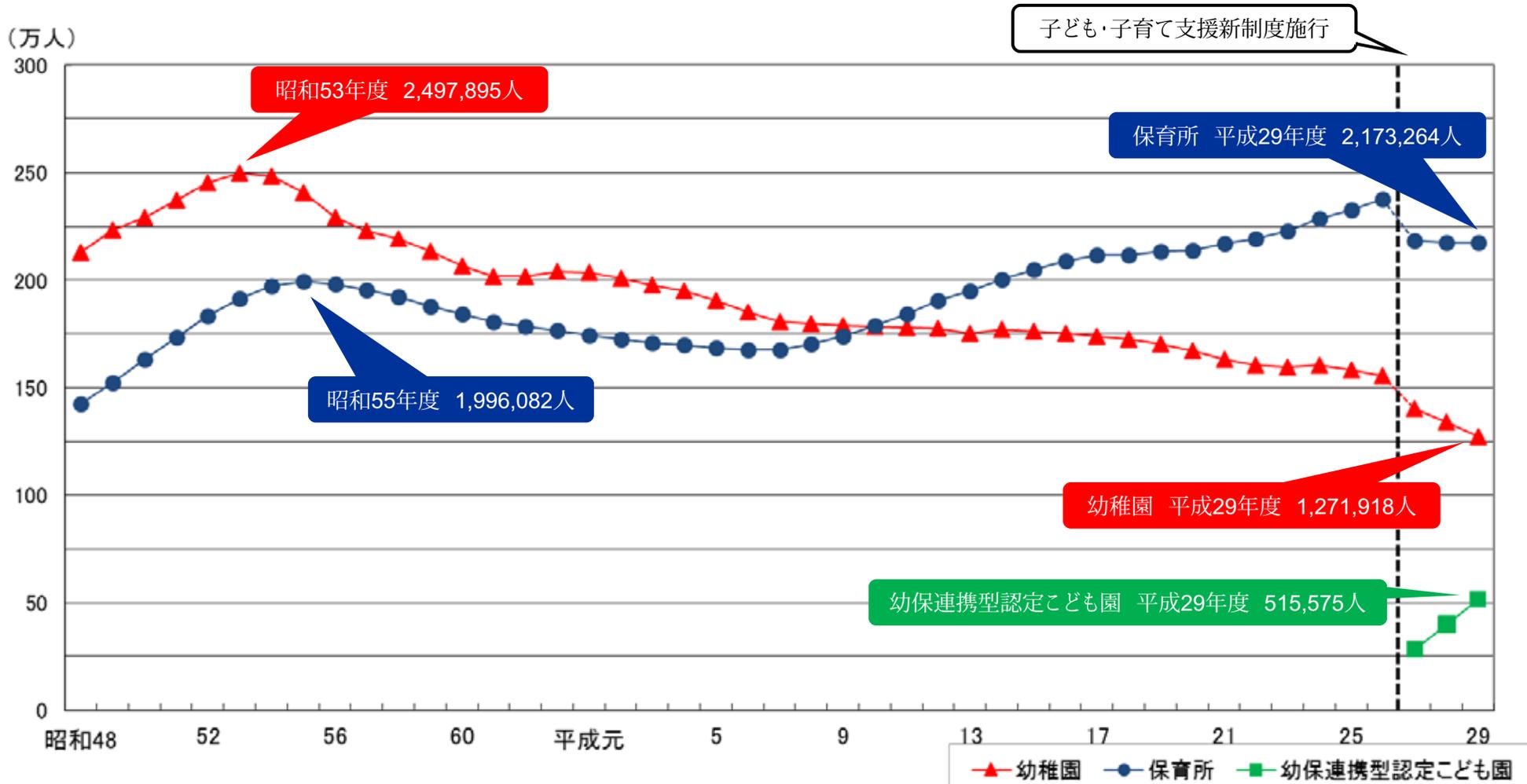
- (注) ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(平成29年5月1日現在)より。なお、特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。  
 ・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」(平成29年4月1日現在)より。なお、地方裁量型認定こども園も含む。  
 ・保育所の数値は平成29年の「待機児童数調査」(平成29年4月1日現在)より。なお、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。  
 ・4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成28年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。  
 ・その他は、いずれの施設にも在園していない幼児の割合であり、認可外保育所等に在園している者か未就園の者であると考えられる。  
 ・学齢人口は、「人口推計」(平成29年10月1日現在)から推計。

# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度以降)を含む。  
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)より。  
 ・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。  
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。(平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

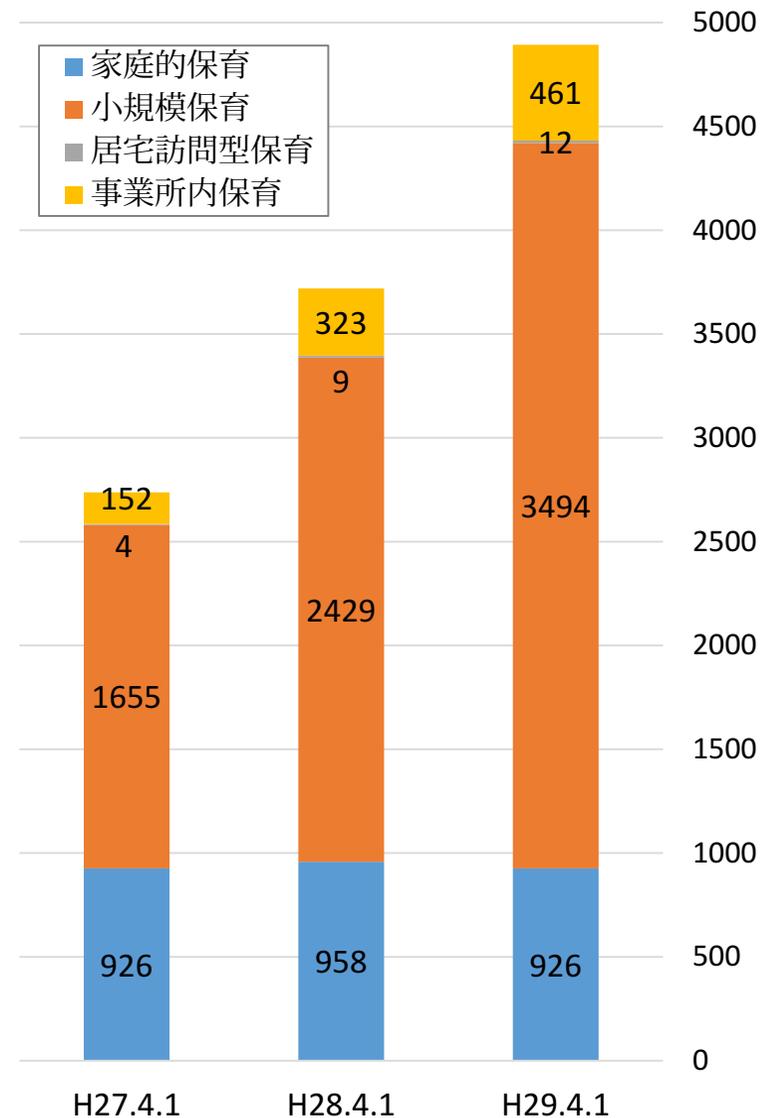
# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所 在園者数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度以降)を含む。  
 ・幼稚園の数は「学校基本調査」(各年5月1日現在)より。  
 ・幼保連携型認定こども園の数は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。  
 ・保育所の数は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。(平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

# 地域型保育事業の認可件数の推移

事業の種類	H27.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在
家庭的保育	926	958	926
小規模保育	1,655	2,429	3,494
A 型	962	1,711	(未調査)
B 型	572	595	(未調査)
C 型	121	123	(未調査)
居宅訪問型保育	4	9	12
事業所内保育	152	323	461

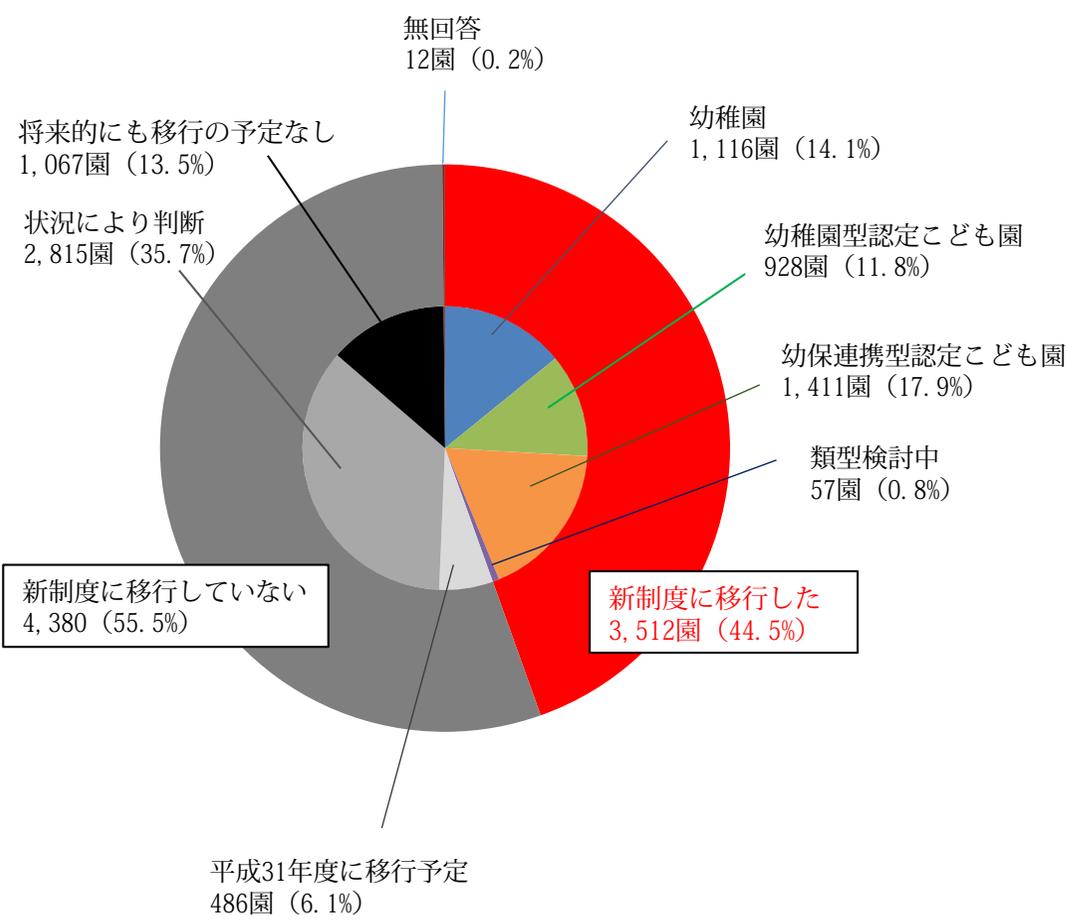


※1 自治体が設置した件数及び認可した件数。

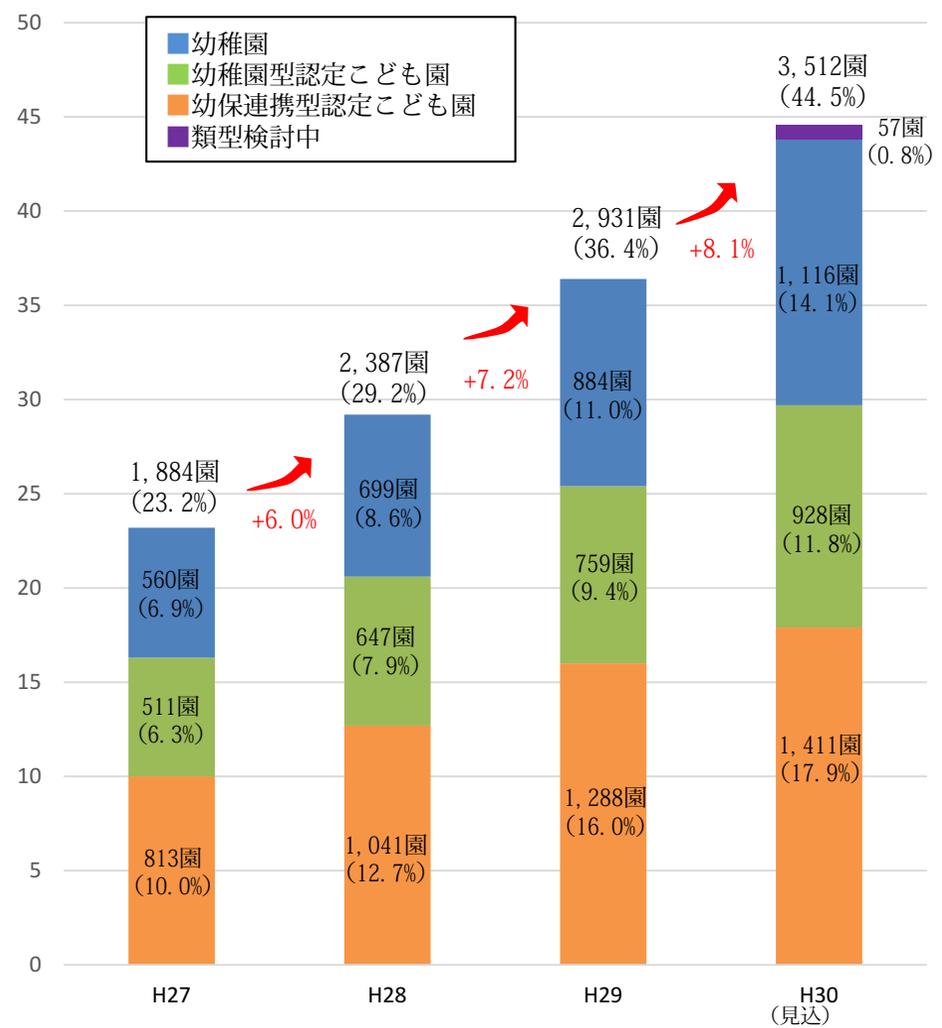
※2 家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の総数については「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省子ども家庭局保育課)による。小規模保育A型・B型・C型の平成27年度・平成28年度の数字は「地域型保育の認可件数」(厚生労働省子ども家庭局保育課)によるものであるため、総数と一致しない。

# 平成30年度における私立幼稚園の新制度への移行状況の見込み（累積）

〈平成30年度における移行状況の内訳〉

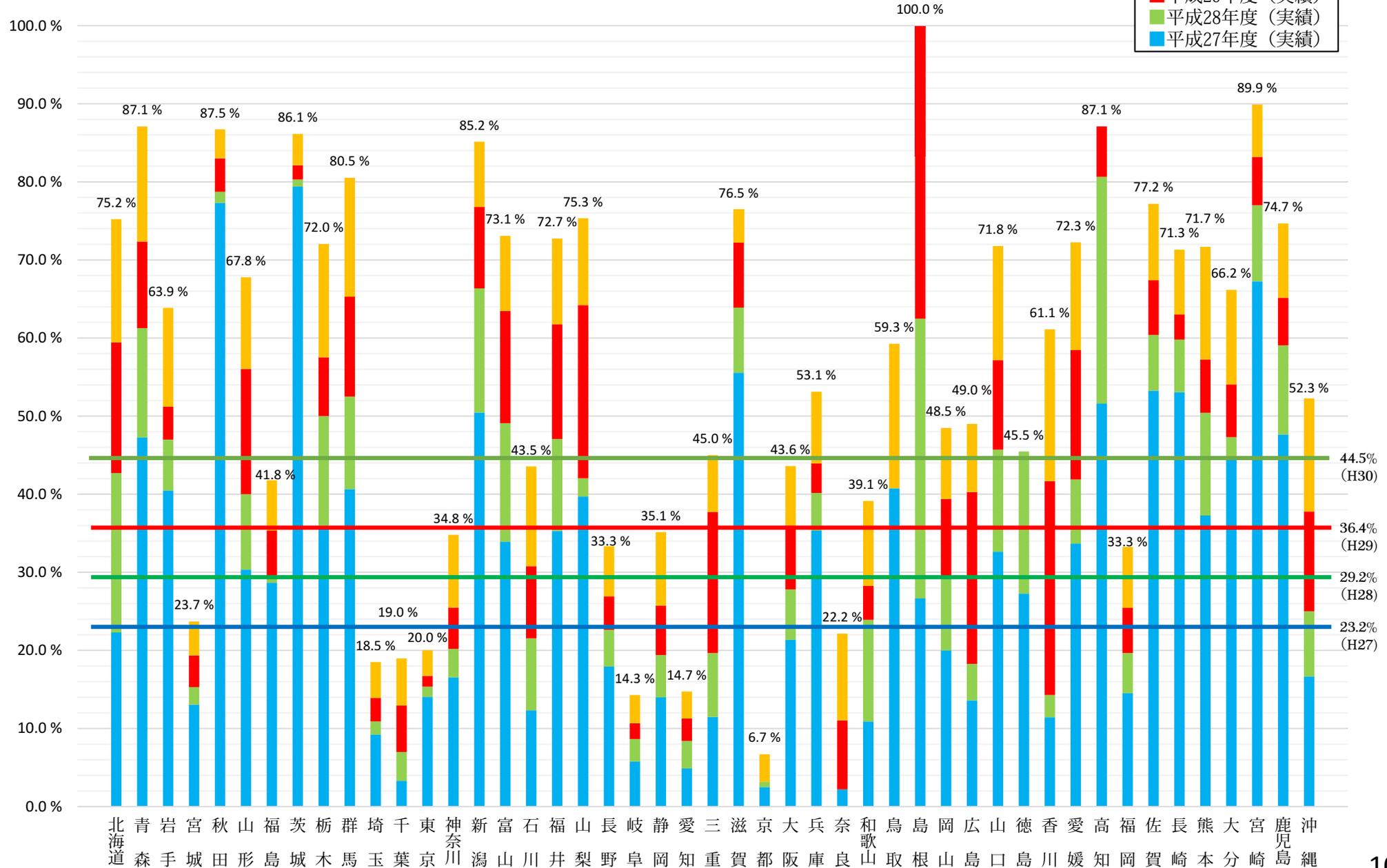


〈移行状況の推移〉



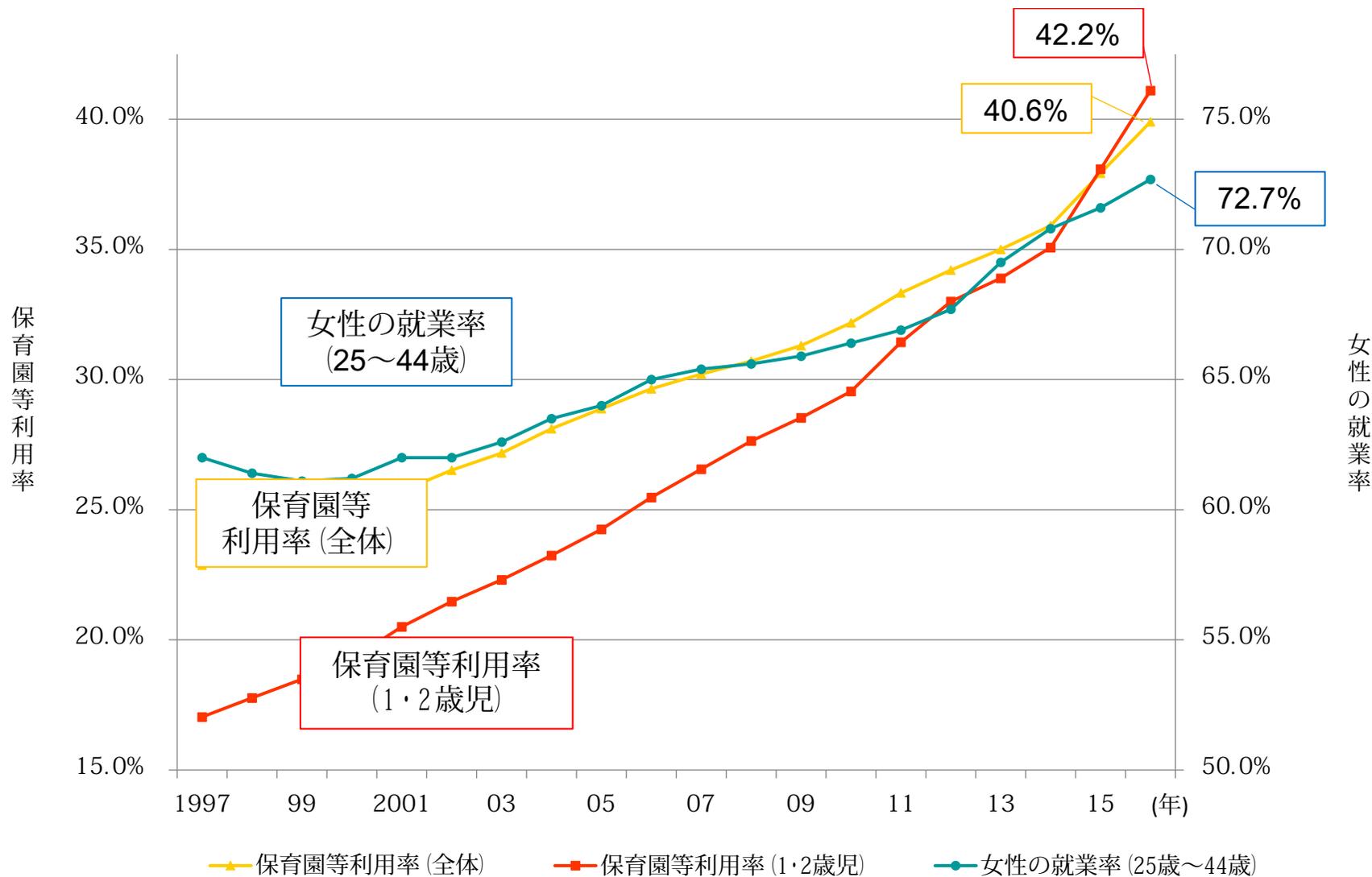
# (参考) 都道府県別移行状況

- 平成30年度 (見込)
- 平成29年度 (実績)
- 平成28年度 (実績)
- 平成27年度 (実績)



# 女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



出典:女性の就業率 : 総務省「労働力調査」

※2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

保育園等利用率 : 厚生労働省調べ

# 1 新制度施行後の主な動き

# (1) 子ども・子育て支援法 基本指針

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

## 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

### 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

## 計画的な整備

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
※私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

### 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児保育事業

放課後  
児童クラブ

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

### ○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント — 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

#### <量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

#### <確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。  
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

### ○区域設定

### ○幼児期の学校教育・保育

#### <量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

#### <確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

### ○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、  
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

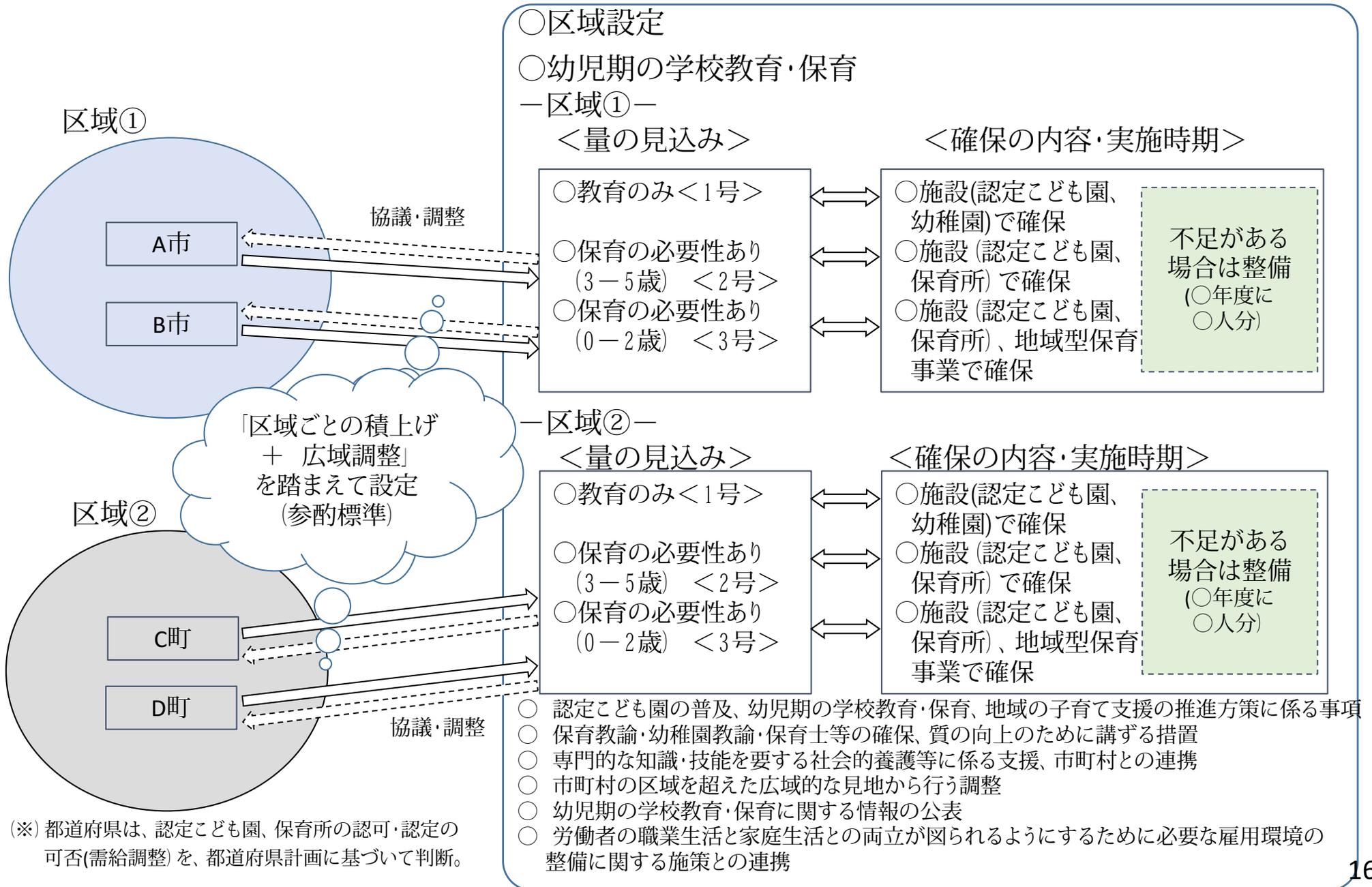
○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

# 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ



- 一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充
  - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
  - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
  - ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

## 【概要】

### 1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

### 2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

# 仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。  
平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を上積み：40万人 ⇒ **50万人(+10万人)**

## 【子ども・子育て支援の充実】

- |               |   |
|---------------|---|
| 内訳<br>「10万人」の | +5.6万人分・・・市町村主体の認可保育所等の上積みで対応（市町村計画の合計数）<br>←市町村の積極的な取組に対し、整備費・運営費について国費で支援 |
|               | +5万人分・・・企業主導型保育事業により、最大5万人分の受け皿確保<br>←事業主拠出金（後掲）財源による整備費・運営費の支援             |

### <企業主導型保育事業>

☆企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

（特長）

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
- ・休日等の利用に対応
- ・短時間等の非正規社員の利用に対応
- ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
- ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応

（具体例）

- ・小売り、飲食、24時間稼働工場、公共交通
- ・パートタイマー
- ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

### <病児保育の拡充>、<企業主導型ベビーシッター利用者支援事業>

## 【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ（標準報酬の0.15%→0.25%） ※事業主負担のみ（労働者負担なし）

- ・平成28年度は0.2%（+0.05%）：835億円
  - ・平成29年度は0.23%（+0.08%）：約1300億円 ※平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定
- （注）拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収

## 改正の背景

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第22号）の制定に伴い、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するため、内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に「仕事・子育て両立支援事業」が追加。

今年3月に教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを作成し、4月には国において事故報告の傾向分析や再発防止の提言等を行うため有識者会議を設置。

## 改正の概要

## (1) 名称の改正

仕事・子育て両立支援事業が記載事項に加わったことを受け、基本指針の名称を「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に改正。  
※下線は改正部分

## (2) 制度全体に関する基本的事項の追加（第二の一及び二関係）

- ① 国は、仕事・子育て両立支援事業について、基本指針に定める子どもの育ち及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、保育の質を確保する。多様な働き方に対応した仕事と子育てとの両立など事業の特色を踏まえ、事業を実施する。事業の実施に当たっては、保護者及び子どもの利便性に配慮する。
- ② 保育の質を確保するため、小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育施設の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った事業所内保育施設等に対する助成要件の確認に係る指導・監査、助成決定の取消等の仕組みを設ける。
- ③ 国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体に事業の内容や実施状況等の情報提供等を行う体制を整備する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図る観点から、地域の実情に応じ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育施設が活用されるよう必要な対応を行う。
- ④ 教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止に係る取組を進めていく。

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25% から0.45% に引き上げる。

### 2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

### 3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

## 施行期日

平成30年4月1日

# 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抄）

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

## （参考）平成30年度の事業主拠出金による事業

○ 平成30年度の拠出金率は、0.29%（政令で規定）

○ 事業主拠出金の充当先

計：5,002億円

・ 児童手当	1,817億円
・ 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育）	880億円
・ 仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）	1,701億円
・ 保育の運営費（0歳～2歳児相当分）	708億円

※事業主拠出金のほか、積立金を充当

○ 厚生年金保険料等を事業主から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。  
（なお、労使折半ではなく、使用者のみ拠出金を負担）

# 待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、**現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため**、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。**（法定）**

## 「待機児童対策協議会」

### 【主な役割（例）】

#### ○ 都道府県単位での保育の受け皿確保

- ・市区町村の整備計画の精査
- ・企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
- ・多様な主体の参入促進

#### ○ 保育所等の広域利用の推進

- ・市区町村間の利用調整
- ・広域利用のための協定の締結支援

#### ○ 保育人材の確保・資質の向上

- ・必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化

#### ○ 監査指導の効率化

- ・都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整

#### ○ その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

## 改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。
- 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において、子育て安心プランを前倒しし、平成32年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとされた。

## 改正の内容

### (1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み(必要利用定員総数)を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと。
- ③ 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。  
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。  
このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。
- ④ 必要利用定員総数が、翌年度>今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

### (2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容に含めること。

## (2) 量の拡充・質の向上

# 平成30年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成30年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,684億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

# 子ども・子育て支援新制度の充実の取組について

## ○ 0. 7兆円メニュー【平成27年度（施行時）より全て実施】

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等の量的拡充
- ・3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1）
- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）
- ・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・研修機会の充実（年間2日）
- ・小規模保育の体制強化
- ・減価償却費、賃借料等への対応
- ・放課後児童クラブの充実 等

## ○ 0. 3兆円超メニュー

- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（2%）【平成29年度より実施】 等

注：未実施のメニューとしては、1歳児の職員配置の改善（6：1→5：1）や、4・5歳児の職員配置の改善（30：1→25：1）、保育士園舎の配置等がある。

## ○ 上記以外

- ・大規模施設等におけるチーム保育に係る職員配置の充実【平成28年度より実施】
- ・仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育等）の創設【平成28年度より実施】
- ・技能・経験を積んだ職員に対する4万円等の追加的な処遇改善【平成29年度より実施】

等

# 待機児童解消加速化プラン

- ◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。
- ※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み (**40万人分 ⇒ 50万人分**)。
- ◆ **各自治体の取組**により、平成29年度までの5年間で合計**約52.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約7万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

平成25年度から平成29年度までの受け皿整備状況 (平成29年4月1日時点)

\* 平成29年度の保育拡大量は、平成29年4月28日時点で把握した各市区町村及び企業主導型保育事業における実績見込み。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
市町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	115,713人	523,016人
企業主導型 保育拡大量	—	—	—	20,284人	約50,000人	約70,000人
	(計 219,663人)		(計 303,353人+約7万人)			約59.3万人

<待機児童解消加速化プランの全体像>



# 平成29年4月1日時点保育所等整備量・待機児童数 (H 29. 9. 1公表)

## 保育所等整備量

- 今回の公表では、市区町村の整備量の見直しにより、平成25年度から平成29年度末までの5年間で、昨年に公表した数値 (48.3万人分) を約4万人分上回る52.3万人分の保育の受け皿を拡大見込み。
- さらに、企業主導型保育事業(平成28年度から実施)の受け皿拡大量を約5万人分から約7万人分に上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

## 待機児童数

- 女性の就業率は年々上昇し、これに伴い保育の申込者数は年々増加(昨年から10万人近い増加)。着実な保育の受け皿拡大により、保育利用率(利用児童数/就学前児童数)は年々上昇。  
※保育の申込者数 : 255.9万人(平成28年4月) → 265.0万人(平成29年4月)  
※1、2歳児の保育利用率 : 42.2%(平成28年4月) → 45.7%(平成29年4月)
- 平成29年4月時点の待機児童数は2.6万人(昨年度は2.4万人)。
- 待機児童数が100人以上増減した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組が待機児童の改善に表れている。

### ※待機児童解消に向けた取組状況の『見える化』

- 各市区町村は、申込児童数(保育ニーズ)、利用定員数(整備量)及び待機児童数について要因等を分析の上、各年度の見込値と実績値を国のホームページ等を通じて、今後公表することにより、「子育て安心プラン」による各市区町村の待機児童対策を強力に推進。

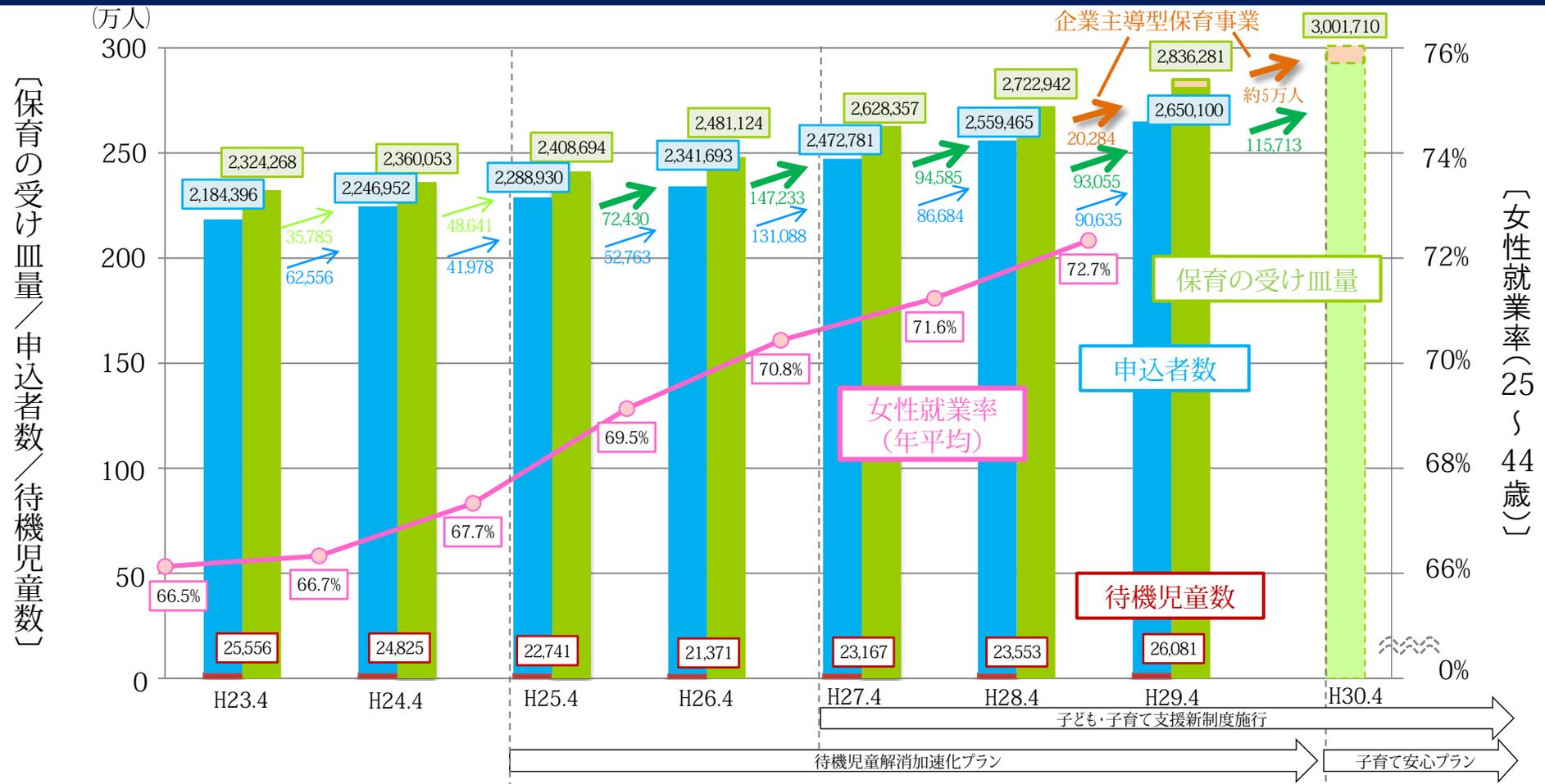
# 待機児童の解消に向けた取組の状況について

## 〔保育の受け皿拡大の状況〕

- 各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25年度から29年度末までの5年間では、約52.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約48.3万人分）を約4万人分上回る見込み。
- さらに、企業主導型保育事業（平成28年度から実施）の受け皿拡大量を約5万人分から約7万人分に上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

## 〔保育の申込者数、待機児童数の状況〕

- 平成28年度における保育の受け皿拡大量は約11.3万人（企業主導型保育事業を含む。）
- 一方、女性就業率（25歳～44歳）は年々上昇し、それに伴い申込者数も年々増加。平成29年4月時点の申込者数は、約265万人で、昨年度と比較して増加（約9.1万人増）。
- 平成29年4月時点の待機児童数は、26,081人。



# 待機児童の解消に向けた取組状況

## ◆ 保育拡大量の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
市町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	115,713人	523,016人
企業主導型 保育拡大量	—	—	—	20,284人	約50,000人	約70,000人
	(計 219,663人)		(計 303,353人+約7万人)			約59.3万人

H25~28年度4か年計 427,587人  
うち、市町村拡大分 407,303人

\* 平成29年度の保育拡大量は、平成29年4月28日時点で把握した各市区町村及び企業主導型保育事業における実績見込み。

## ◆ 平成28年度の保育拡大量

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
▲ 10,376	85,969	5,420	13	15,673	▲ 148	2,464	130	▲ 2,925	▲ 3,165	93,055	20,284	113,339

\* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

\* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成28年度の保育拡大量見込み。

## ◆ 平成29年4月1日の保育の受け入れ枠

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,238,340	359,423	31,936	3,210	57,293	4,256	8,734	163	42,137	70,505	2,815,997	20,284	2,836,281

\* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

\* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成29年4月1日の保育の受け入れ枠見込み。

# 「子育て安心プラン」

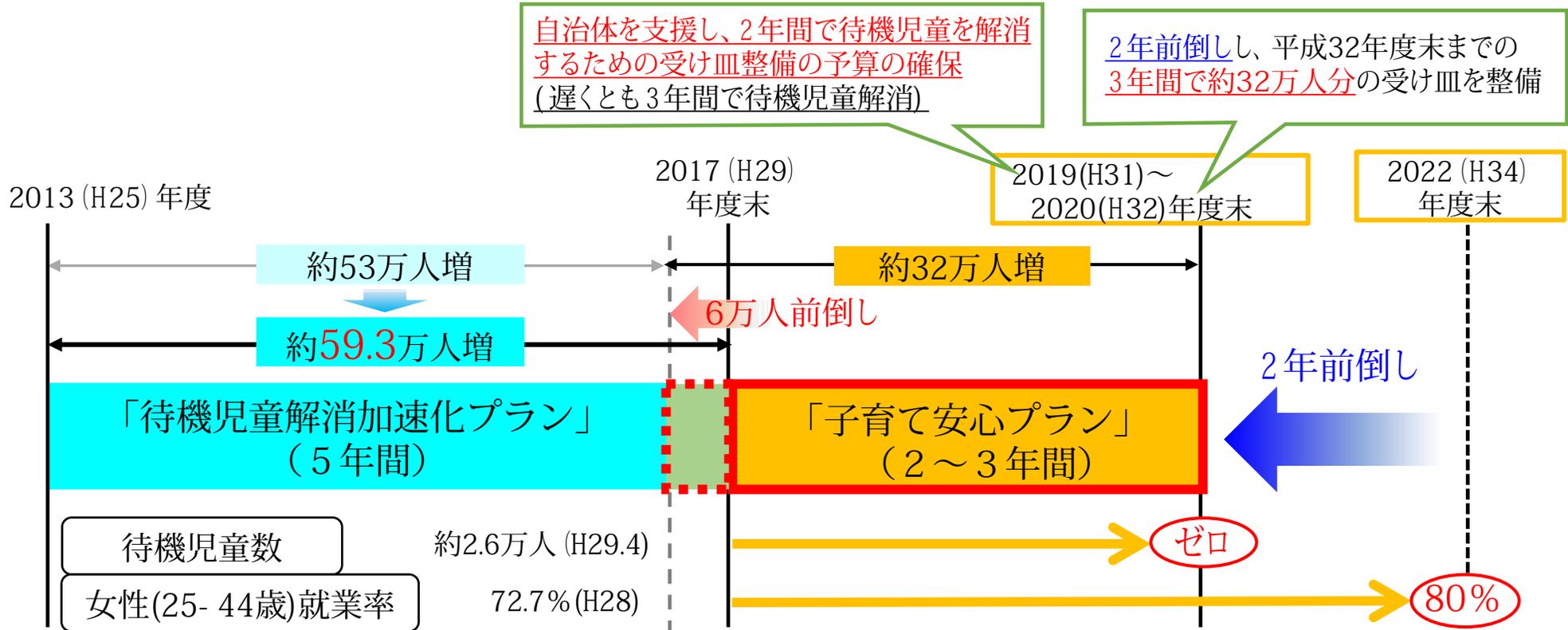
【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。  
(参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2016)



# 6つの支援パッケージの主な内容

## 1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表  
※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

## 2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

## 3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

## 4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

## 5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

## 6 保育と連携した「働き方改革」

～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

# (参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

## 待機児童が解消困難な要因

### ① 1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

### ② 女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

### ③ 待機児童は「都市部」に多い

・東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 **3.14%** その他の市町村 0.75% (H28))

- ・都市部における**土地の確保が困難**(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・**大規模マンション**の建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・**人口流入**等予想を超えての就学前児童数の増加(目黒区、世田谷区、江東区等)

## 子育て安心プランの対応

### ① 「1、2歳児」の受け皿整備を強力に推進。

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保

(遅くとも3年間で待機児童解消)

(1、2歳児の受け皿整備量)  
年間4.2万人(加速化プラン)→年間**5.1万人**(子育て安心プラン)  
(促進策)

- ・幼稚園における2歳児の受入れ拡大
- ・小規模保育の普及
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
- ・企業主導型保育の推進

### ② 「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

・H34年度末までの5年間で約32万人



### ③-1 土地の確保、既存施設の活用の推進

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

### ③-2 きめ細やかなサービスの展開

- ・保育コンシェルジュの全国的な普及促進
- ・市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表

### (3) 利用者負担の軽減

# 幼児教育の段階的無償化の取組

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化</li> <li>・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃</li> </ul>
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ</li> </ul>
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償</li> <li>・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償</li> </ul>
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2子完全無償化</li> </ul> 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について <ol style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充</li> <li>②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減</li> </ol>
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減</li> </ul>

# 特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)【平成30年度】

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

幼児教育無償化の取組状況としては、

①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)

※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化

②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充

③1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算)

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯・第1子から0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	10,100円 ※ひとり親等世帯 〔第1子: 3,000円 第2子以降: 0円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

## 保育認定の子ども (2号認定: 満3歳以上) (3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円	9,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯・第1子から0円
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円	19,500円
④所得割課税額 57,700円未満(77,101円未満) (～約360万円)	27,000円	30,000円
97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	30,000円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	44,500円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	61,000円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	104,000円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

## (4) 公定価格

## 処遇改善等加算 I の主なポイント

加算率の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員
平均勤続年数の算定対象職員	全ての常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む）
平均経験年数の算定	<p>現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での経験年数も合算可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校</li> <li>・ 社会福祉事業を行う施設・事業所</li> <li>・ 児童相談所における児童を一時保護する施設</li> <li>・ 認可外保育施設</li> <li>・ 病院、診療所、介護老人保健施設、助産所</li> </ul>
賃金改善要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準年度からの職員の賃金改善に確実に充てること 【基準年度】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度</li> <li>・ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設は平成24年度</li> </ul> </li> <li>○ 賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出</li> <li>○ 賃金改善要件分にはキャリアパス要件分を含んでいること (キャリアパス要件を満たさない場合は2%減)</li> </ul>
賃金改善の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金改善総額は、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であること。</li> <li>○ 賃金改善の対象項目以外も含め、基準年度の賃金水準を低下させてはならないこと。</li> <li>○ 処遇改善等加算は、定期昇給とは別の上乗せとして賃金改善を行うこと。</li> <li>○ 賃金改善の対象となる賃金項目は、手当や一時金ではなく、基本給とすることが望ましい。</li> </ul> <p>【賃金改善方法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与規程や給与表等の見直しによる基本給の改善</li> <li>・ 定期昇給すべき号給の改善（定期昇給による昇給を1号給→2号給の昇給に改善） など</li> </ul>

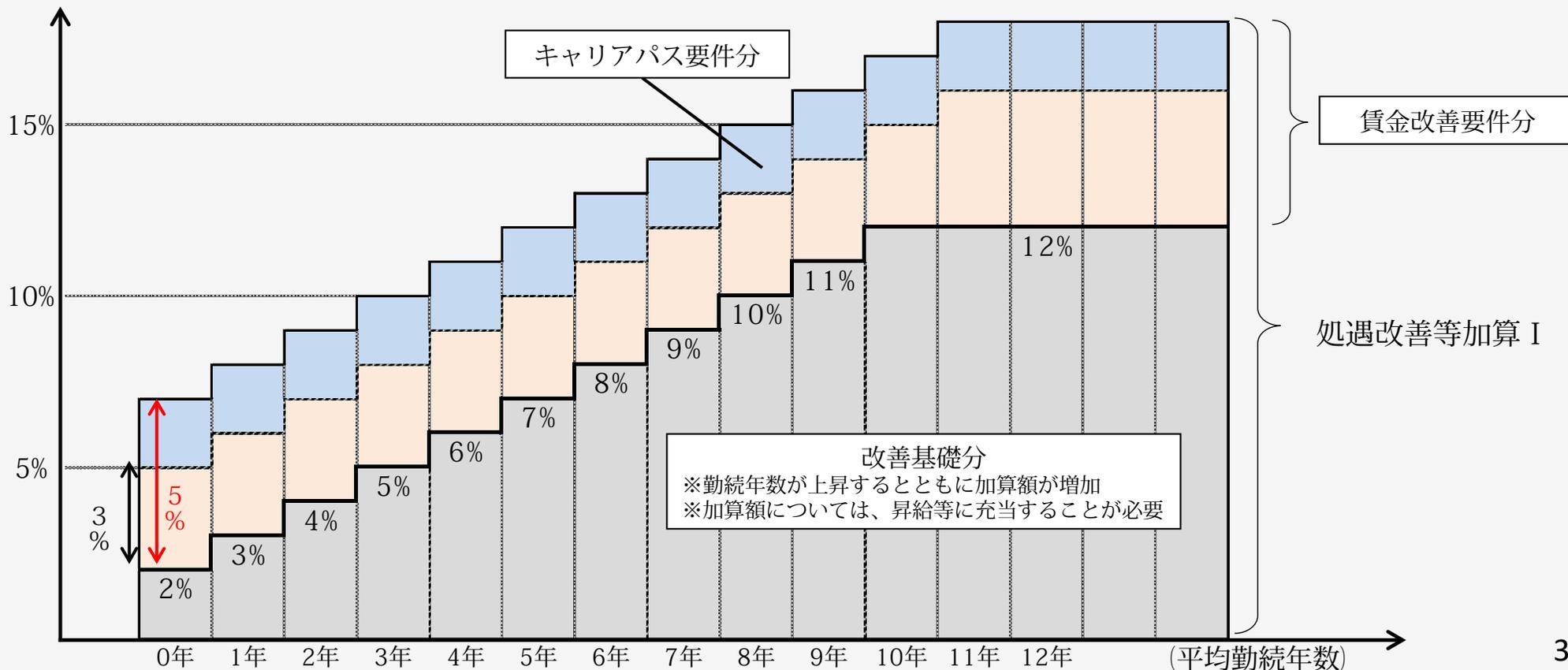
# 全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善について (H29～)

## 1 概要

- 2%の処遇改善については、現行の処遇改善等加算(賃金改善要件分)の加算率の積み増し(3%→5%)により実施。
- キャリアアップの仕組み(賃金体系、資質向上のための研修計画等)を構築していない場合、5%からキャリアパス要件分として2%減額。
- 5%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とする。

<処遇改善等加算 I のイメージ図>

(加算率)



## 1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せを行う。（公定価格上の加算の創設）

## 2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- ・ キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

### <月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

### <月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

## 3 職員への配分方法

- ・ 技能・経験に応じた処遇改善については、原則は、月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施。  
ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5千円以上～4万円未満）とする。
- ・ 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2（端数切り捨て）は確保する。
- ・ 平成30年度以降に係る配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討。

# 幼稚園教諭等 (民間) に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ (1号関係)

研修による技能の習得を通じた、  
キャリアアップ

<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
幼稚園教諭7人、事務職員2人  
合計12人

※新たな名称はすべて仮称

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

**新** 中核リーダー ※ライン職

**新** 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人  
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

[要件]

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

[要件]

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

**新** 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

[要件]

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記③~⑦など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

## ○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する、保育者としての資質向上のための既存の研修をキャリアアップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可

※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2% (月額6千円程度) の処遇改善を実施

# 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組み  
を構築

※新たな名称はすべて仮称

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、  
調理員等3人 合計17人



## 新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

## 新 副主任保育士 ※ライン職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

## 新 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

## 新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
  - イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
  - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等  
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2% (月額6千円程度) の処遇改善を実施

## 1. 調査の概要

- 目的 子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。
- 調査対象 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所の計21,000件
- 調査内容 収支の状況（平成28年度）、職員給与の状況（平成29年3月）等

## 2. 調査結果の概要

※有効回答率＝全体：52.1%（保育園：46.4%、幼稚園：67.2%、認定こども園：54.5%）

### ○ 収支の状況

- 収支差率は、私立保育園：5.1%、私立幼稚園：6.8%、私立認定こども園：9.0%

### ○ 職員給与の状況

- 1人当たり給与月額（賞与の1/12込）は下記の通り。
  - 私立保育園の常勤保育士：26.2万円（勤続年数8.8年）
  - 私立幼稚園の常勤幼稚園教諭：25.9万円（同10.4年）
  - 私立認定こども園の常勤保育教諭：24.2万円（同7.9年）

# 公定価格に関する議論の整理（抜粋）

平成30年1月17日子ども・子育て会議

## ○運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

（今後の方向性）

- n 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- n 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- n 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

## ○教育・保育の質の向上

（今後の方向性）

- n 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- n 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- n 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- n 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

## ○経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

（今後の方向性）

- n 調査の設計・方法等に関する検討
  - 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
  - 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
  - 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- n 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- n 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- n 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

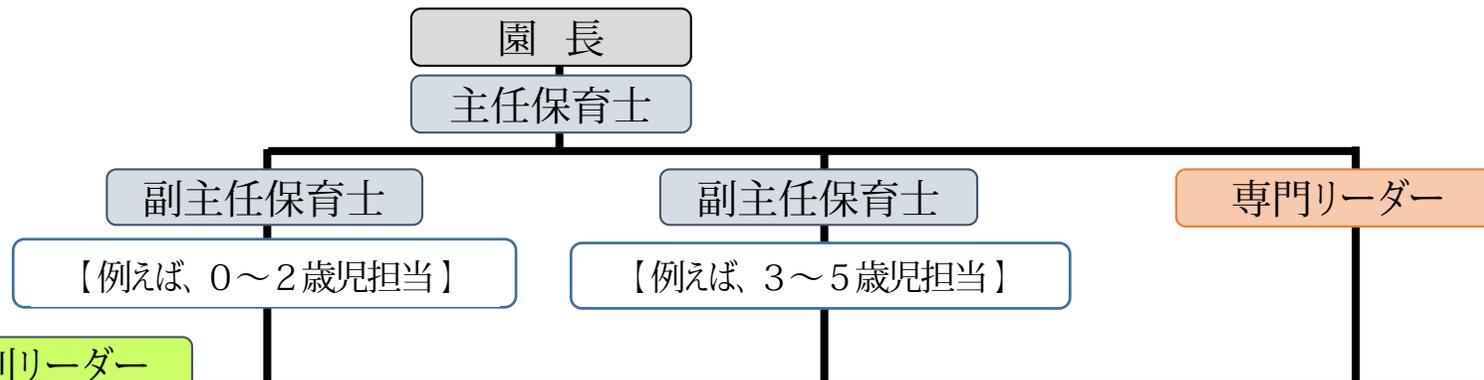
## 平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの運用の見直し

- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化を図る。

## 目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

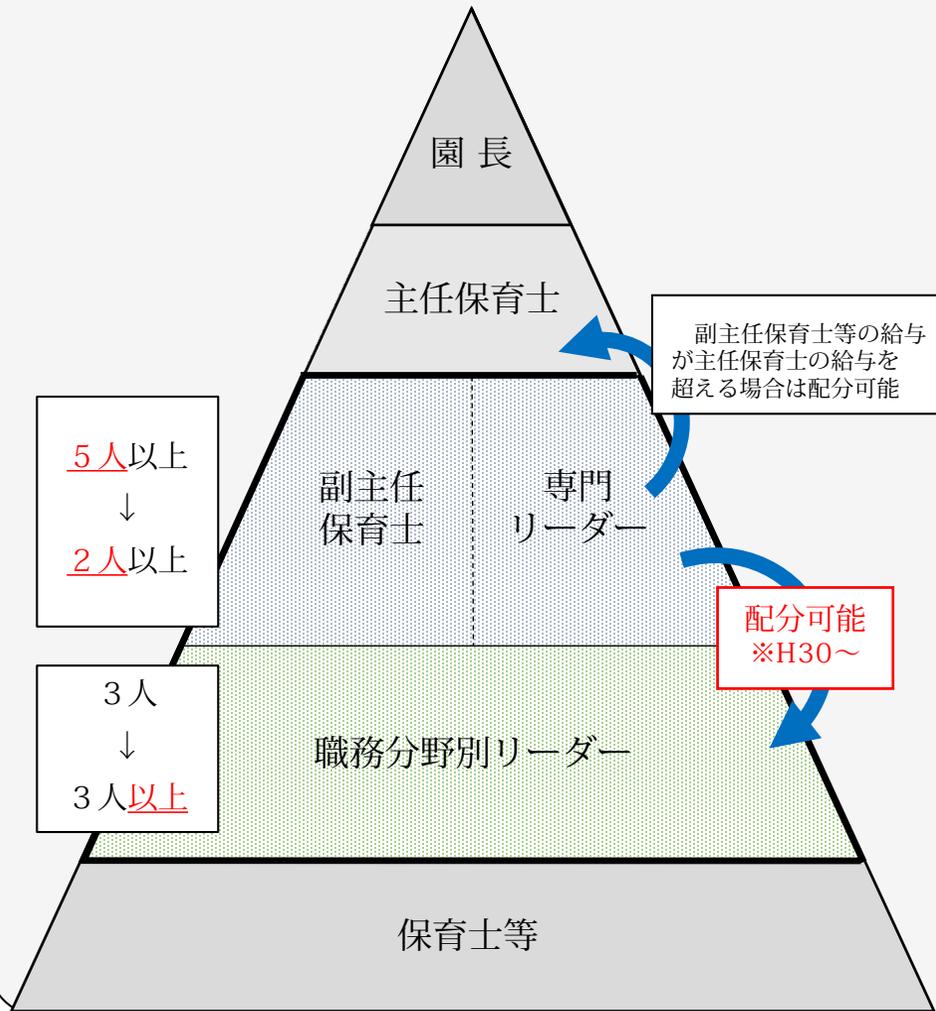
- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)  
(定員規模に応じた人数は、別紙参照)  
※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者  
※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者
  - 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)  
※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者
- ⇒ 処遇改善等加算Ⅱの加算要件は、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す。  
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)



①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>  
 ※ 園長1人、主任保育士1人、副主任保育士2人、専門リーダー3人、調理員等3人

(配分方法の見直し)



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人） >

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

< 職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人） >

3人の**職務分野別リーダー**に月額5千円

【改善点2】

**3人以上**の職務分野別リーダーに**月額5千円以上**（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

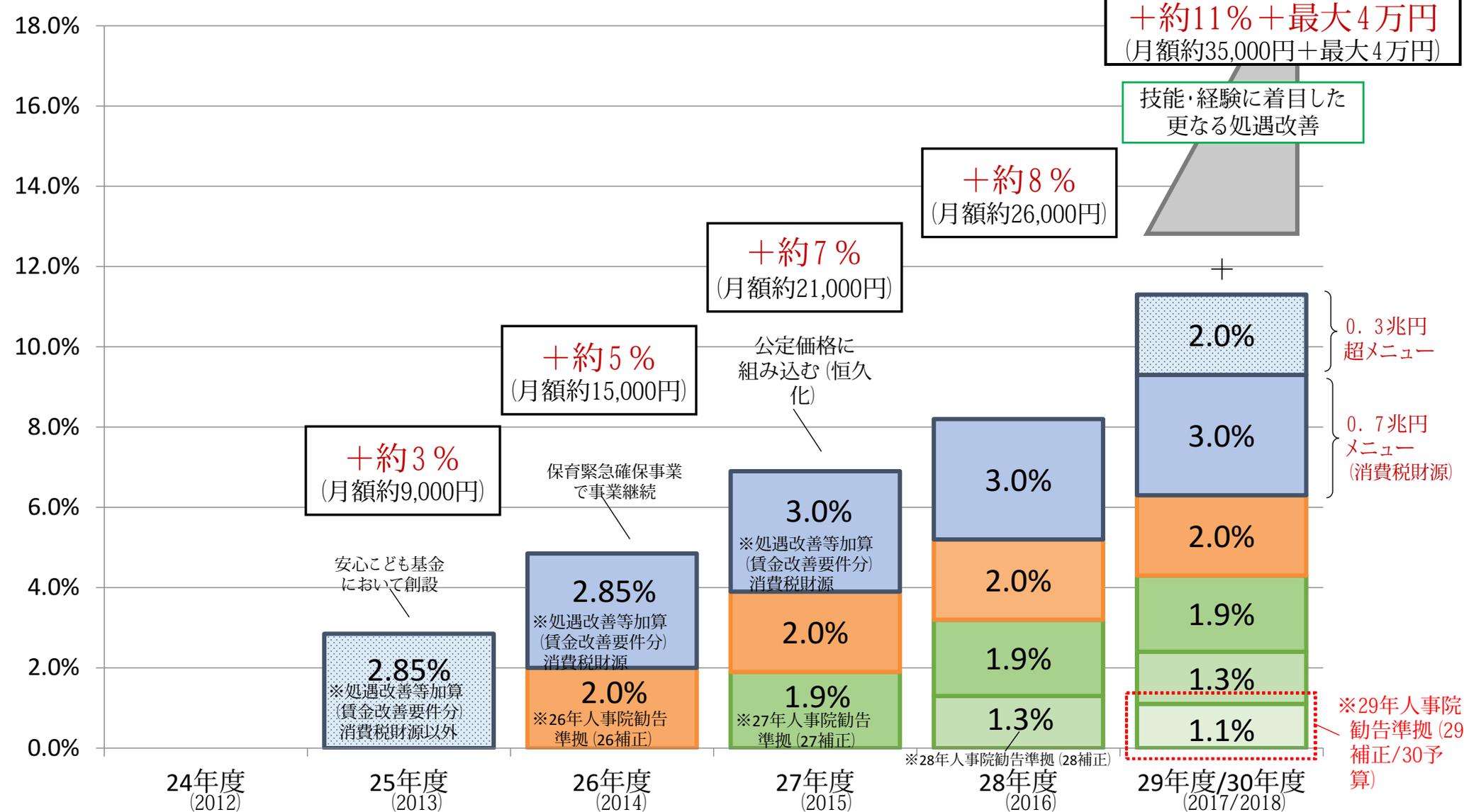
同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の**20%**について、**同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能**（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）

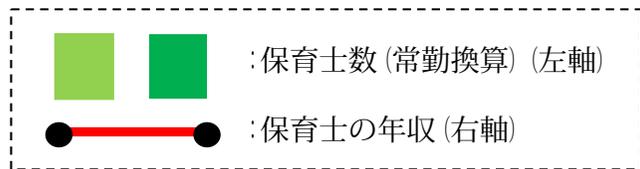
# 保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



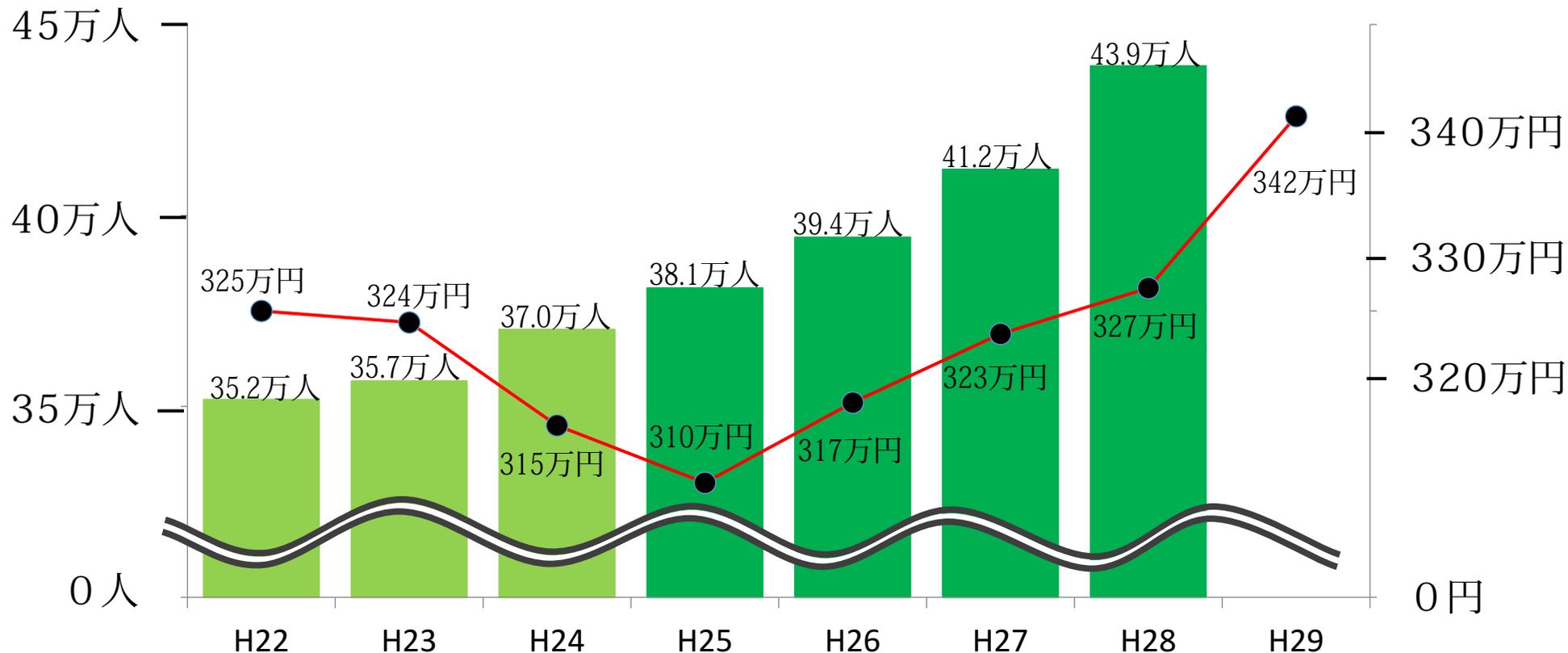
- ※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
- ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
- ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

# 「保育士数」と「保育士の年収」の推移



「待機児童解消加速化プラン」  
保育を支える保育人材の確保

さらなる  
待遇改善策



※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(常勤換算従事者数)

※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計

## (5) 認定こども園

# 認定こども園制度の概要

## 「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

## 認定こども園の類型

### 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。

### 幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

### 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

### 地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

## 認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
5,081 H28 (4,001)	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)

## 各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H28	H29		H28	H29		H28	H29
北海道	206	284	石川県	118	145	岡山県	49	62
青森県	208	237	福井県	74	88	広島県	80	111
岩手県	54	63	山梨県	40	50	山口県	39	46
宮城県	26	30	長野県	36	59	徳島県	39	46
秋田県	69	81	岐阜県	59	87	香川県	23	33
山形県	44	60	静岡県	147	194	愛媛県	46	60
福島県	67	76	愛知県	81	123	高知県	32	34
茨城県	181	185	三重県	17	27	福岡県	77	93
栃木県	81	101	滋賀県	58	71	佐賀県	53	66
群馬県	113	159	京都府	38	49	長崎県	104	119
埼玉県	54	70	大阪府	376	505	熊本県	88	110
千葉県	67	103	兵庫県	322	400	大分県	102	113
東京都	109	120	奈良県	31	47	宮崎県	127	160
神奈川県	78	100	和歌山県	31	42	鹿児島県	126	156
新潟県	82	116	鳥取県	32	34	沖縄県	20	37
富山県	68	88	島根県	29	41	合計	4,001	5,081

# 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較 (主なもの)

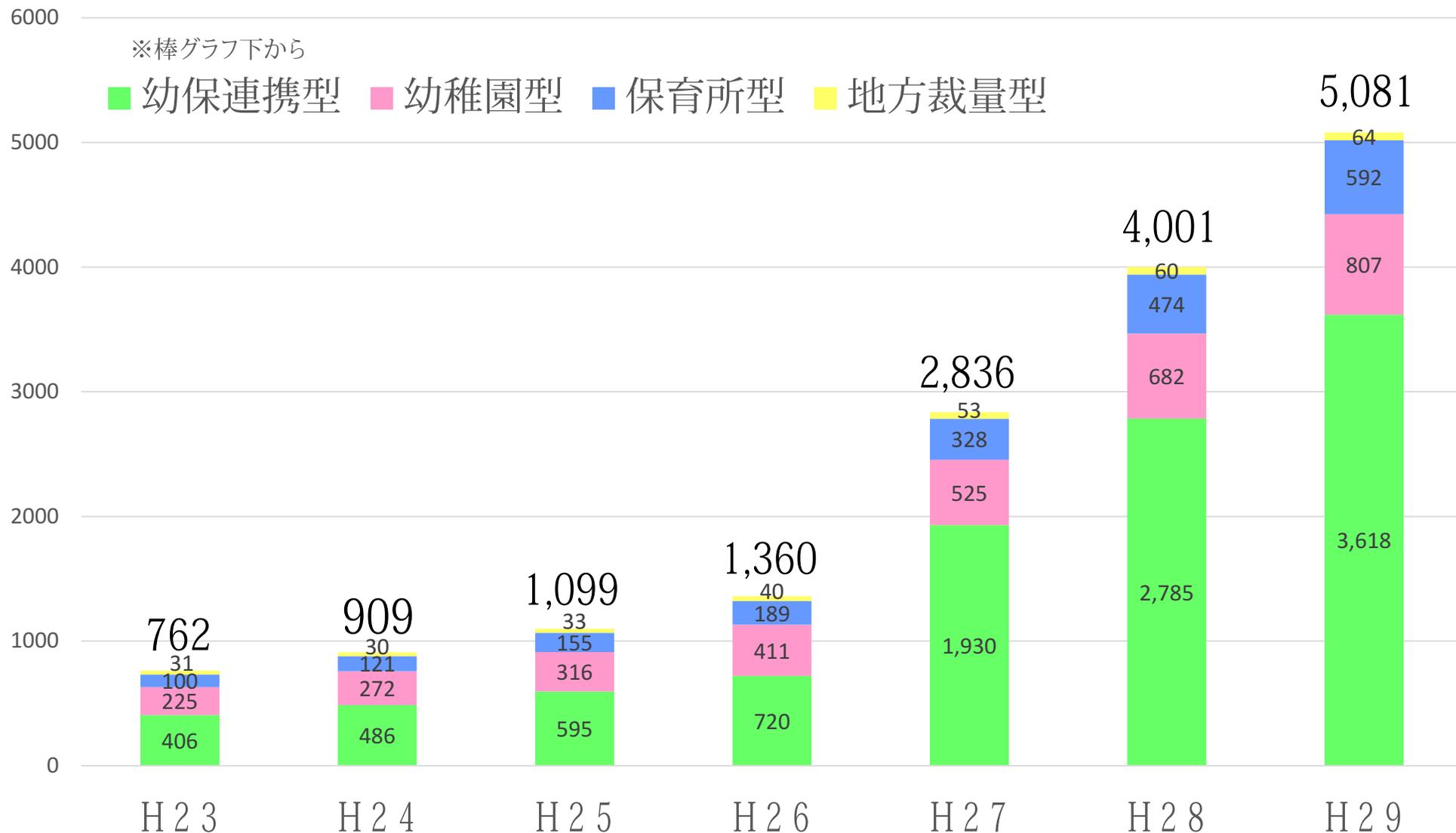
	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭 (注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1) 一定の経過措置あり

注2) 施設整備費について

- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

# 認定こども園数の推移



(平成29年4月1日現在)

# 認定こども園等への財政支援（平成30年度予算）

※（）内は平成29年度予算額

## 厚生労働省事業

保育園等整備交付金 664億円/548億円【補正】(564億円)

### 認定こども園整備事業

- 幼稚園型認定こども園の保育園機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

### 保育園緊急整備事業

- 保育園（幼保連携型認定こども園の保育園部分含む）の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育対策総合支援事業費補助金 381億円(395億円)

### 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。等

職員の資質向上・人材確保等研修事業 25億円(28億円)

### 保育の質の向上のための研修支援

- 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。等

## 文部科学省事業

認定こども園施設整備交付金 22億円/165億円【補正】(30億円)

### 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。  
（新增改築、大規模改修等）
  - ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
  - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
  - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。  
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

### 幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築）
  - ・私立幼稚園の耐震化経費
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

### 防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。  
※幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助予定。

教育支援体制整備事業費交付金 11億円(11億円)

### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。  
※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。  
※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

### 認定こども園等の円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。

### 園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。

# 私立幼稚園の認定こども園等への円滑な移行のための準備支援 (H28～)

## 1. 事業の趣旨

私立幼稚園の認定こども園及び子ども・子育て支援新制度への移行に係る事務負担を軽減するため、その費用の一部を補助するもの。

## 2. 事業の内容

### (1) 内容

私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行するに当たり、以下の申請作業等に従事する事務職員等を雇用する場合に係る費用等(外部への委託費等を含む)を補助する。

- ① 認定こども園としての認可・認定
- ② 施設型給付費の支給に係る施設としての確認 (幼稚園のまま移行する場合も対象)

(2) 実施主体 都道府県

(3) 対象事業者 学校法人(認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。)

(4) 交付基準額・負担割合 1施設当たり 1,600千円 (国1/2、事業者1/2)

## 3. 留意事項

- ・ 原則として、交付決定をした年度内に移行しない場合は、交付額の返還を命じること。
- ・ 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を雇用する場合は、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- ・ 当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）の概要

平成29年4月19日成立  
平成29年4月26日公布

## 第7次地方分権一括法

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

## 提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

## 改正内容 (抜粋)

### ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限を、指定都市へ移譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、指定都市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

（施行日：H30.4.1）

権限	都道府県	指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○	→

### ② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市※へ移譲（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等の権限を、認定等の権限を有する市※へ移譲することにより、認定こども園の運営状況を一体的に把握した上で効果的な指導・監督の実施に資する。

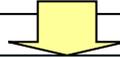
（施行日：H30.4.1）

権限	改正前	改正後
認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市※

※幼保連携型認定こども園は指定都市・中核市に移譲済み  
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は①により指定都市に移譲予定

# 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として定められた。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない（認定こども園法第6条）。



幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に伴い、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置し、審議のまとめを踏まえ、改訂

## 基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
  - ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
  - ・ 修了時までには育てほしい具体的な姿「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化※小学校との接続
  - ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
  - ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
  - ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
  - ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
  - ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実
- 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実
  - ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
  - ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
  - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
  - ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実